

令和5年度「福祉の仕事就職フォーラム」出展に関するQ&A

(2023.9.20 時点)

1. 2024年4月～2025年3月採用の募集のみ(2025年4月採用の予定なし)でも申込できますか。

⇒申込は可能です。ただし申込多数により選考を行う際は、採用予定者数や募集時期がより多い事業所を優先させていただきます。

2. 出展要件の「過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていない」に抵触する事業所は法人の中で1事業所だけですが、申込できますか。

⇒申込は法人単位で行っていただくため、その中の事業所が1カ所でも出展要件に抵触している場合、お申込は不可となります。

3. 応募が多かった場合は、どのように選考されますか。

⇒福祉分野全般の就職イベントであることから、出展法人の選考にあたっては分野の偏りが無いよう調整した上で、「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」の公表状況、事業所所在地の分布状況等を考慮し、総合的に判断します。

(採用予定者数・募集回数がより多い法人を優先させていただきます。)

*決定や落選理由に関するご質問について、個別の対応はいたしかねますのでご了承ください。

4. 「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」での公表状況の項目に「申請中」がありますが、「申請中」とはどの段階のことを指しますか。

⇒「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言スタートアップセミナー」を受講後、宣言に係る申請書類一式の提出を済ませ、審査・公表を待つ段階を指します。なお、事業についての詳細は、東京都福祉局「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」のホームページをご確認ください。

<https://www.fukushijinza.metro.tokyo.jp/www/contents/1001000000001/index.html>

5. 出展決定後、勤務体制等の都合がつかない場合、辞退してもよいですか。

⇒出展決定後の辞退はご遠慮ください。説明会当日の参加体制が確保できることを確認した上で申し込みたいようお願いいたします。

6. 特設サイトに掲載される「採用情報」は、どのような内容ですか。

⇒本事業は合同就職説明会として実施するため、具体的な雇用条件を示す求人情報ではなく、募集職種や採用予定人数、選考方法、採用スケジュール等を掲載します。

7. フォーラム当日や特設サイト上で、法人が運営する都外事業所の案内をすることは可能ですか。

⇒特設サイト上で求人事業所として情報掲載ができるのは、都内事業所に限らせていただきます。ただし、当日の説明で質問が出た場合に個別にご説明いただくことは差し支えありません。

8. PR動画の提出は任意とのことですが、内容や時間に決まりはありますか。

⇒PR動画は、福祉の仕事に関心を持っている人に向けて法人の魅力をPRする内容で、時間は1分～3分程度（**長くても5分以内**）の動画データをご提出ください（時間を超過した動画は掲載できませんのでご注意ください）。

9. 公開期間中に、法人情報や採用情報の内容を修正することはできますか。

⇒原則としてサイト上で公開された内容を修正することはできませんが、状況の変更等、やむを得ない事情がある場合はご相談ください。